国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)を 活用し医療法人有俊会(いまむら病院)に県が交付した補助金の 交付決定の取消し等について

愛知県が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)*を財源として、 医療法人有俊会いまむら病院に交付した補助金については、会計検査院による 検査の結果、虚偽の納品書提出による過大交付の事実が確認され、不当事項として指摘・ 公表がされました(会計検査院により 2024 年 11 月 6 日発表済み。)。

指摘を受けた本県は交付の適正性を確認するため、当該法人に関係資料の提出を求めてきましたが、計 10 回の督促等に対し、当該法人側は正当な理由なく対応しなかったことから、交付の適正性の確認ができませんでした。

また、関係者に対する調査を並行して実施した結果、会計検査院による指摘と別途、 当該法人が虚偽の納品書等を提出したことによる不正受給が確認されました。

このため、本県は、愛知県補助金等交付規則(昭和55年3月26日規則第8号。以下、「規則」という。)の規定に基づき本日、当該法人に対する交付決定を取り消すとともに、会計検査院による指摘分を含め、補助金の返還を求めました。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制 の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道 府県の取組を包括的に支援することを目的に交付されるもの。

1 法人の概要

(1) 法人名(医療機関名)医療法人有俊会(いまむら病院)

(2)代表者

理事長 今村 洋史

(3) 所在地

一宮市今伊勢町本神戸字無量寺 東 17 (医療機関の所在地と同じ。)

(4) 交付実績

計 1,765,779,000 円 (2020~2023 年度)

分 類	補助対象経費	2020~2022 年度	2023 年度
設備整備	人工呼吸器、個人防護具等	387,473,000 円	1,822,000 円
消毒経費	外注による消毒委託料	149,959,000 円	0円
病床確保料	指定を受けた確保病床分	1,117,895,000 円	108,630,000 円
	計	1,655,327,000 円	110,452,000 円
	総計		1,765,779,000 円

注 会計検査院は、当該法人に対する 2020~2022 年度交付分の表太枠内のうちにおいて、虚偽の納品書の提出等による 166,428,000 円の過大交付を指摘している。

2 交付決定の取消しの内容

(1) 決定内容

交付決定の全部取消し

(2) 根拠法令

愛知県補助金等交付規則第16条第1項、第2項

(3)対象となる交付決定額

1,765,779,000円(交付決定総額。計17事業。内訳は別添のとおり。)

3 返還の求めに係る内容

(1)取消決定に係る返還額

1,765,779,000 円

当該法人が交付を受けた補助金の総額。

2025年3月31日(月)を期限として、本日(3月14日)付けで返還要請済。

(2)加算金

上記の返還金と別途、規則第 18 条第 1 項の規定に基づき、補助金の受領の日から返還金の納付の日までの日数に応じ、上記の返還金の額に年 10.95%を乗じ発生する加算金の納付を求める。

4 取消決定の原因となった不正事実

(1) 関係資料の提出拒否

県は 2024 年 10 月 28 日、交付の適正性を確認するため当該法人に対し関係資料の提出を求めたが、会計検査院の指摘に係る経費以外の資料提出を拒否した。

また、事実確認に資する資料の提出がなく、提出された資料も極めて少数であったため、県は計 10 回にわたり督促等を行ったが、当該法人はこれに対応せず、 拒否し、あるいは応答しなかった。

(2) 確認された不正受給額等

ア 不正受給額(現時点)

454, 459, 000 円

2020~2023 年度の設備整備、消毒経費に係る交付分(計 539,254,000 円)の内で確認された不正受給分。

病床確保料を始めとする上記以外の交付分は、県の度重なる資料提出の求めに対し当該法人が対応せず、補助金により整備された物件の所在を含め交付の適正性が確認できなかったため、この度、全ての交付決定(1,765,779,000円)を取り消すこととした。

イ 確認された不正事実

(ア) 虚偽の納品書の提出

- ・ 実際には納品されていない医療機器等が納品されたとする虚偽の納品書を 添付した実績報告書を県に提出した。
- ・ 補助要件である補助対象期間内に納品されたと見せかけるため、事実と異なる日付の納品書を添付した実績報告書を県に提出した。

(イ) 虚偽の請求書の提出

支払事実がない、又は実際の支払額を上回る額が記載された虚偽の請求書を 添付した実績報告書を県に提出した。

(ウ) 虚偽の領収書の提出

支払事実がない、又は実際の支払日と異なる日付が記載された虚偽の領収書 を添付した実績報告書を県に提出した。

(エ) 改ざんされた通帳の写しの提出

補助要件である補助対象期間内に納品された事実に基づき支払をしたと見せかけるため、実際の支払日を改ざんした通帳の写しを添付した実績報告書を県に提出した。

5 付帯措置

不正手段(虚偽の納品書等の提出)の悪質性、組織性、常習性及び、確認されている不正受給額の規模が多額にのぼることから、**刑事告訴を行うことについて捜査機関と相談中**。

取消決定の対象となった補助金の交付決定について

この度の取消決定の対象となった補助金は、県保健医療局健康医務部医務課所管分と県保健医療局感染症対策課所管分に分かれています。

【合計表】

所管課	交付決定額 (既交付額)	不正受給額
県保健医療局健康医務部医務課分	193,277,000 円	154,032,000 円
県保健医療局感染症対策課分	1,572,502,000 円	300,427,000 円
総計	1,765,779,000 円	454,459,000 円

1 県保健医療局健康医務部医務課所管分

(救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業補助金)

(1) 事業内容

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症 指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・ 小児医療の体制確保を行うために必要な経費を支援する。

(2)補助対象経費

初度設備(新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品)及び 備品購入費)、個人防護具(マスク、ゴーグル等)、簡易診療室及び付帯する備品等

(3)補助率

10/10 (全額国庫)

(4) 交付実績及び現時点(2025年3月14日)で確認されている不正受給額

年 度	分類	交付決定に係る事業名	交付日	交付決定額 (既交付額)	不正受給額
2020 年度	設備整備	救急・周産期・小児医療機関 院内感染防止対策事業補助金	2020/ 12/28	141,548,000 円	106,604,000 円
2022 年度 (上半期分)	設備整備	救急・周産期・小児医療機関 院内感染防止対策事業補助金	2023/ 03/31	41,236,000 円	41,236,000 円
2022 年度 (下半期分)	設備整備	救急・周産期・小児医療機関 院内感染防止対策事業補助金	2023/ 05/31	8,671,000 円	4,370,000 円
2023 年度 (上半期分)	設備整備	救急・周産期・小児医療機関 院内感染防止対策事業補助金	2024/ 01/11	1,822,000 円	1,822,000 円
計			193,277,000 円	154,032,000 円	
参考(県保健医療局感染症対策課分)			1,572,502,000 円	300,427,000 円	
総計			1,765,779,000 円	454,459,000 円	

2 県保健医療局感染症対策課所管分

(1) 新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備費補助金

ア 事業内容

新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症を含む。)の患者の入院医療を 提供する医療機関及び感染症外来医療を提供する医療機関の設置者が行う整備事業 に必要な経費を支援する。

(いまむら病院は、外来部門の整備に係る経費のみ交付を受けている。)

イ 補助対象経費(外来部門の整備分のみ記載。)

HEPA フィルター付空気清浄機、HEPA フィルター付きパーテーション、個人防護 具、簡易ベッド、簡易診療室及び付帯する備品

ウ 補助率

10/10 (全額国庫)

(2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金

ア 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者の入院医療を提供する医療機関の 設置者が行う設備整備等に必要な経費を支援する。

イ 補助対象経費

人工呼吸器及び付帯する備品、個人防護具、簡易陰圧装置、超音波画像診断装置、 気管支鏡、CT撮影装置、生体情報モニタ 等

ウ 補助率

10/10 (全額国庫)

(3) 新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金

ア 事業内容

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関の設置者が行う設備整備等に必要な経費を支援する。

イ 補助対象経費

HEPAフィルター付空気清浄機、HEPAフィルター付パーテーション、個人防護具、 簡易ベッド、簡易診療室及び付帯する備品

ウ 補助率

10/10 (全額国庫)

(4) 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金

ア 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者の入院病床の確保及び消毒経費等に 必要な経費を支援する。

イ 補助対象経費

県から指定を受けた受入専用病床の確保に係る経費及び、必要な消毒に要した経費

ウ 補助率

10/10 (全額国庫)

(5) 交付実績及び現時点(2025年3月14日)で確認されている不正受給額

(5) 文刊天	順及 ひ 地町	点(2025年3月14日)で推認	21000	いる「正文和説	
年 度	分類	交付決定に係る事業名	交付日	交付決定額 (既交付額)	不正受給額
2020 年度	設備整備	新型インフルエンザ等患者入院 医療関等整備費補助金	2021/ 05/27	11,294,000 円	11,294,000 円
2022 年度 (上半期分)	設備整備	新型コロナウイルス感染症患者等 入院医療機関設備整備費補助金	2023/ 05/31	110,440,000 円	110,440,000 円
2022 年度 (下半期分)	設備整備	新型コロナウイルス感染症患者等 入院医療機関設備整備費補助金	2023/ 05/31	67,869,000 円	67,869,000 円
2022 年度 (上半期分)	設備整備	新型コロナウイルス感染症診療・ 検査医療機関設備整備費補助金	2023/ 05/31	6,415,000 円	6,415,000 円
2021 年度 (第 2 四半期)	消毒経費 病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金 (消毒: 7,478 千円)	2021/ 11/30	108,724,000 円	7,478,000 円
2021 年度 (第 3 四半期)	病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金(病床確保料のみ)	2022/ 02/28	195,960,000 円	0 円
2021 年度 (第 4 四半期)	消毒経費 病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金(消毒:30,832 千円)	2022/ 05/31	178,228,000 円	29,800,000 円
2022 年度 (第 1 四半期)	消毒経費 病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金(消毒:39,083 千円)	2022/ 10/31	219,494,000 円	35,389,000 円
2022 年度 (第 2 四半期)	消毒経費 病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金 (消毒: 33,552 千円)	2022/ 01/13	219,572,000 円	31,742,000 円
2022 年度 (第 3 四半期)	消毒経費 病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金(消毒:23,448 千円)	2023/ 03/10	174,465,000 円	0 円
2022 年度 (第 4 四半期)	消毒経費 病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金(消毒:15,566 千円)	2023/ 05/31	171,411,000 円	0円
2023 年度 (第 1 四半期)	病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金(病床確保料のみ)	2023/ 11/20	70,614,000 円	0 円
2023 年度 (第 2 四半期)	病床確保料	新型コロナウイルス感染症対策 事業補助金(病床確保料のみ)	2024/ 03/08	38,016,000 円	0円
計			1,572,502,000 円	300,427,000 円	
参考(県保健医療局健康医務部医務課分)			193,277,000 円	154,032,000 円	
総計			1,765,779,000 円	454,459,000 円	

(参考) 関係法令抄

○ 愛知県補助金等交付規則(昭和55年3月26日規則第8号)

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(決定の取消し)

- 第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 第六条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、 その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

- 第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第一項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者 等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、 まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第一項及び第四項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとき は、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第一項及び第四項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの 規定に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十 五日当たりの割合とする。